

第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

1 業務の名称

第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条の規定により令和2年3月に策定した「石垣市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期事業計画」という。）が令和6年度に終了することから、令和7年度からの5年間を計画期間とする「第3期石垣市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期事業計画」という。）を策定するにあたって、ニーズ調査、現状の分析、課題の抽出・整理、量の見込み、量の見込みに対する目標量・確保の方針及び内容の案の提示、子ども・子育て会議の運営支援等を実施し、ニーズ調査報告書の作成及び第3期事業計画の策定を行うことを目的とする。

4 業務の方針

本業務は、以下の方針に沿って、進めるものとする。

- (1) 国が示す基本方針等を踏まえ、関連法令の見直し等の法整備の動向を反映しつつ、本市の実情に沿った計画策定を行うこととする。
- (2) 第2期事業計画（令和4年度実施の中間年見直しを含む）の進捗状況および第3期事業計画策定に係るニーズ調査の報告内容を踏まえて、本市の子ども・子育て支援に係る現状や課題を整理・分析した上で、第3期事業計画に反映させることとする。現行計画をベースとして基本理念等根幹となる部分は継承していくが、本市が実施すべき子育て世帯への効果的な施策を盛り込むため新たな視点での検討を行うものとする。
- (3) 「石垣市子ども・子育て支援事業計画」は、「石垣市総合計画」を上位計画とし、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条で定める「石垣市子育て支援行動計画」（以下、「行動計画」という。）として位置付けるものとする。併せて、「石垣市人口ビジョン」、「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」及び「石垣市障害児福祉計画」等の本市における各種計画等との整合性を図った計画とする。
- (4) 別途策定される「新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画」の内容も盛り込む。

5 委託業務内容と成果物

委託業務の内容は以下のとおりとする。但し、国の基本方針等が改正された場合や、事業計画に盛り込むべき新たな基準等が示された場合はそれに従うものとする。

【令和5年度】

(1) スケジュールの作成

本市が現在想定しているスケジュールは以下のとおり。詳細については、作業項目の洗い出しを行い、受託者と協議の上で作成する。

- ～令和5年10月 調査票作成 / 第1回 石垣市子ども・子育て会議（調査票検討）
- 令和5年11月 調査実施期間（2週間程度） / 関係団体等ヒアリング
- 令和5年12月 調査票回収、回収データ集計
- ～令和6年2月 集計データの分析
- 令和6年3月 集計結果報告書の提出 / 第2回 石垣市子ども・子育て会議（ニーズ調査結果報告）

(2) 現状の分析

本市の子ども、若者を取り巻く現状を整理・分析すること（平成30年度に実施した前回調査との比較も含む。）。また、人口等基礎データ、計画策定に係る必要な現況等を示す情報を把握するため、社会経済の動向データ・資料や市及び県等の既存データを収集・整理する。

(3) ニーズ調査及び調査結果の集計

事業計画における量の見込みを設定するうえで基礎資料とするため、住民の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業及びその他の子ども・子育て支援に係る推進施策等に関する実態や要望等について、ニーズ調査を行い、調査結果の集計・分析結果等を取りまとめる。

(ア) 対象数の目安及び想定回収率

| 調査種類 | | 調査対象 | 対象数の目安 | 想定回収率 |
|------|-------------------|------------|----------------|-------|
| ア | 保育等に関する現状及びニーズ調査 | 就学前児童（保護者） | 3,600 (=600*6) | 70% |
| イ | 放課後等に関する現状及びニーズ調査 | 小学生（保護者） | 3,600 (=600*6) | 70% |
| ウ | 児童館等に関する現状及びニーズ調査 | 中学生（保護者） | 1,800 (=600*3) | 60% |
| | | | 計 9,000 人程度 | |

(イ) 調査票作成

調査票は、国から示される最新の子ども・子育て支援事業計画に関する指針や調査項目に留意し、子ども・子育て支援法等に定める計画趣旨等を反映するとともに、石垣市第2期事業計画策定時の調査票を踏まえ、前述の(ア)に示す調査対象ごとに作成することとし、受託者は調査票作成にあたり、本市独自の質問項目を含めた調査票原案の提案、技術的助言、情報提供を行うこと。

(ウ) 調査方法

郵送による配布・回収を原則とするが、回答者が郵送回答、電子回答を選択できる方法によることも可とする。

石垣市から提供のある調査対象者の住所・氏名のデータを基に、調査票(依頼状を含む)の印刷、封筒の準備、封筒への封入・封緘及び調査票発送・回収、礼状兼督促状(回収率向上を目的に全世帯にはがき等により送付)の作成・発送を受託者が行う。

(エ) 調査期間

令和5年11月 (発送から回収まで14日程度を見込む)

(4) 関係団体・関係者へのヒアリング調査の実施

子育て支援の利用実態を把握するため、ヒアリングシート案を作成し、関係団体や事業者等へのヒアリング調査を行うこと。終了後、結果を取りまとめ、分析を行うこと。団体数は、10程度(教育・保育施設、児童館、地域子ども・子育て支援事業実施施設)を想定。

(5) 課題の抽出・整理

ニーズ調査及びヒアリングの結果から、第2期事業計画の取り組みへの評価などを整理して本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業及びその他の子ども・子育て支援に係る推進施策に係る現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出・整理する。

(6) 運営支援

石垣市子ども・子育て会議を開催するにあたり、次のとおり必要な支援を行う。

- ① 会議資料の作成
- ② 会議への出席(2回程度)及び必要に応じた説明
- ③ 議事録の作成

(7) 成果物作成

本事業における令和5年度の成果物は以下のとおりとする。

平成30年度の調査結果報告書を参考にして、調査結果の分析コメントや計画策定時における課題抽出をはじめ、ニーズへの言及等対象者別にクロス集計表やグラフ等を用いて調査結果の総括を行う。成果品の仕様等については以下のとおりとする。

- ① 調査結果報告書 50部 A4版 本文白黒
- ② 下記データを収めたCD-R

- ・調査票の原稿
 - ・入力した調査項目の生データ（自由記載を含む）
 - ・単純クロス集計表
 - ・調査報告書の原稿（編集可能な状態とする）
 - ・調査報告書に記載した図表のデータ（編集可能な状態とする）
- ③ 石垣市子ども・子育て会議の議事録の電子データ
- ④ その他市が必要と認めるもの

【令和6年度】

（1）事業計画案の策定業務

（ア）計画策定スケジュールの作成

本市が現在想定しているスケジュールは以下のとおり。詳細については、作業項目の洗い出しを行い、受託者と協議の上で作成する。

| | |
|---------|----------------------------------|
| 令和6年8月 | 第1回石垣市子ども・子育て会議（第2期実施状況・第3期策定方針） |
| 令和6年10月 | 第2回 石垣市子ども・子育て会議（第3期計画骨子案） |
| 令和6年12月 | 第3回 石垣市子ども・子育て会議（第3期計画素案） |
| 令和6年12月 | パブリックコメントの実施 |
| 令和7年1月 | 第4回 石垣市子ども・子育て会議（第3期計画原案） |

（イ）第2期事業計画の進捗状況の把握と現状課題の抽出

令和2年度から直近までの事業計画の進捗状況（令和4年度実施の中間年見直しを含む）を整理・把握した上で、本市における現状課題の抽出を行う。

（ウ）ニーズ調査の報告内容の分析と計画への反映

令和5年度に実施したニーズ調査の報告内容を的確に分析し、計画への反映を行う。

（エ）量の見込みと確保の方策の検討

- ① 本市の人口を推計する。
- ② ニーズ調査結果や人口推計等の統計データ、国が示す手引等に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計する。
- ③ 推計結果に第2期事業計画の進捗状況や実績等を勘案し、本市の実状、石垣市子ども・子育て会議の意見等を加味し、第3期事業計画における各事業等の目標量・確保の方針及び内容の案を提案すること。

（オ）パブリックコメント実施に係る支援および計画への反映

本市が市民を対象に実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の検討や助言等の支援を行い、計画への反映を行う。

（2）子ども・子育て会議の運営支援

令和6年度については、4回程度の開催を予定している。

(ア) 会議資料の作成

会議開催に係る事前調整や打合せを行った上で、会議資料の作成を行う。

(イ) 会議への出席および運営支援

市内にて開催を行う会議にオブザーバーとして出席し、必要な助言や会議運営の支援を行う。

(ウ) 議事録の作成

会議終了後、指定の期間内に議事録を作成し、討議結果をその後の作業に反映させる。

(3) 情報提供業務

法律や制度の動向を把握し、事業計画案に波及する可能性のある事案が生じた場合は、速やかに本市へ情報提供を行うとともに、事業計画案への反映方法の検討等の対応を行うこととする。加えて、本市の事業計画案策定にあたり、参考となる情報（他自治体の動向や取組事例等）についても、必要に応じて本市へ情報提供を行うこととする。

(4) 成果物作成

本事業における令和6年度の成果物は以下のとおりとする。

(ア) 石垣市子ども・子育て会議に係る資料

① 会議資料

本市と十分協議を行ったうえで作成し、会議開催前までに本市から指示のある必要部数を印刷して提出すること。

② 議事要旨

会議開催後、指定の期間内に本市へ提出し、確認を受けること。

(イ) 事業計画書

印刷製本300部（A4判 表紙レザック紙）本文白黒

(ウ) 事業計画書概要版

印刷製本50部（A4判 表紙レザック紙）本文白黒

(エ) 上記データ一式

データを格納する媒体はCD-RまたはDVD

6 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

7 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果品に関する著作権及び所有権は全て石垣市に帰属するものとする。

(2) 本業務に関し、受託者が石垣市から受領し又は閲覧した資料等は、石垣市の了解な

く公表又は使用してはならない。

- (3) 受託者は、本業務の履行にあたっては、個人情報保護に関する法律等の法令を遵守するとともに、善良な管理者としての注意を払う義務を有し、業務上知り得たことについては契約期間中のみならず契約期間終了後においても、いかなる理由があっても他人に漏えいしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 受託者は、個人情報保護のため、社内での情報セキュリティ方針の策定等必要な措置を講じること。
- (5) 本業務に関する一連の情報及び資料については、電磁的記録及び書面により一定期間保存しなければならない。

8 その他

- (1) 業務の詳細やスケジュールについては、本市と調整を行ったうえで作成することとし、円滑に業務を遂行するために定期的に進捗状況の報告を行うこととする。
- (2) 受託者は、主担当や副担当、責任者等の複数の人員による業務体制を構築し、円滑かつ迅速な本市事業の遂行に努めることとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の遂行にあたり通常実施される業務については、委託業務の範囲内とする。但し、疑義を生じた場合は、本市と協議し、指示を受けることとする。
- (4) 成果品の引渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに修正しなければならない。